

(証券コード 7604)

2026年7月14日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地

株式会社 梅の花グループ

代表取締役社長COO 鬼塚 崇裕

第47回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.umenohana.co.jp/investor/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第47回 定時株主総会招集ご通知」及び「第47回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項（交付書面非記載事項）」をご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「梅の花グループ」又は「コード」に当社証券コード「7604」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年7月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年7月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16－1
ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第47期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金振替の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年7月28日（火曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ②スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使してください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策の影響や中東情勢を巡る不確実性がみられるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、全体としては緩やかな回復基調が続きました。先行きにつきましては、景気の持ち直しが期待される一方で、金融資本市場の変動や通商政策の動向等には引き続き留意が必要な状況にあります。

外食業界におきましては、インバウンド需要の回復や各種季節需要の取り込みに加え、価格改定等による客単価の上昇も寄与し、売上高は堅調に推移いたしました。一方で、物価高による消費者の節約志向等を背景に客数が伸び悩む状況もみられるほか、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、最低賃金改定に伴う人件費の上昇等により、収益環境は引き続き厳しい状況が続いております。

百貨店業界におきましては、国内消費の回復を背景に全体として堅調に推移いたしました。高付加価値商材の販売や各社が実施した物産展、食料品催事及び外商催事等が売上高増加に寄与し、売上高は底堅く推移いたしました。食料品分野におきましては、各種催事や行楽需要等が寄与し、売上は堅調に推移いたしました。惣菜分野におきましても、価格改定による客単価の上昇に加え、弁当、惣菜等の販売が堅調な状況となりました。一方で、原材料価格や資材費の上昇が収益面に影響を及ぼしております。

このような環境下において、当社グループでは、食材・資材及びエネルギー価格の上昇に対応するとともに、賃上げを実施し、人材の確保及び定着に努めてまいりました。

国内におきましては7店舗を出店し、事業基盤の拡充を図りました。出店した店舗の売上高につきましては順調に推移しております。海外におきましては、タイ王国に2号店「銀座しゃぶしゃぶ 甲梅」を出店、2025年8月にはベトナムに現地法人を設立し、店舗運営を開始しております。

管理部門におきましては、属人的な作業や手作業をAI及びRPA（Robotic Process Automation：定型的な事務作業を自動化する仕組み）を活用して効率化・省人化による労働時間の削減を進めております。久留米、京都、佐野のセントラルキッチンでは、生産品目の集約・見直しによる効率化及びOEM化の推進に継続的に取り組み、原価が改善しております。また、Webメディアプロジェクトにおいては、全社でのSNSによる共同投稿等により「湯葉と豆腐の店 梅の花」のInstagramフォロワー数は1万人を超え、「うめのあぶり」の会員数は30万人を突破いたしました。さらに、公式ホームページに「お祝い・行事の席について」を掲載し、ハレの日の行事の来店促進を図ってまいりました。

サステナビリティ活動におきましては、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上を目的として、サステナビリティ委員会を中心に環境・社会・企業統治に関する重要課題を策定し、各分会において当該課題への取り組みを推進しております。

セントラルキッチンでは、食品残渣を活用した循環型リサイクルシステムを継続するとともに、大豆「ゆきぴりか」の契約栽培を通じて原材料の安定調達に努めております。

また、当社グループの存在意義である「花咲く、食のひとつときを。」を提供し続けることによるリブランディングに取り組んでおります。特に、料理や接客サービスの品質向上を通じて、お客様の特別な日を最高のおもてなしでお迎えできるよう努めております。また、株主様向けの試食会及び工場見学会を開催し、株主様から意見や感想をいただき、商品開発や企業運営に取り入れることを継続しております。

なお、当社グループの業績は下期偏重型であり、忘新年会やおせち、さらに第4四半期における節分、花見、歓送迎会等の季節需要が集中することから、下期に売上高及び営業利益が伸長する傾向にあります。当連結会計年度におきましても、これらの季節需要を着実に取り込んだことにより、通期業績の改善に寄与いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は298億24百万円（前期比101.3%）、営業利益は6億48百万円（前期比117.8%）、経常利益は3億69百万円（前期比94.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億53百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失3億83百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（外食事業）

外食事業におきましては、売上高170億52百万円（前年比100.9%）、セグメント利益12億2百万円（前期比128.9%）となりました。

原材料価格の高騰及び最低賃金改定の対応として、メニューの見直し及び価格改定を実施するとともに、季節メニューや歓送迎会メニュー等を企画し、売上高確保に努めました。併せて、SNSや「うめのあぶり」、ホームページ等を活用したデジタル販促を継続し、情報発信及び集客強化に努めました。また、訪日外国人用のロコミカード配布等を通じてロコミ評価の向上を図り、訪日外客数の増加につなげております。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」におきましては、グランドメニュー及びドリンクメニューの価格改定を実施いたしました。また、創業祭メニューや歓送迎会メニューに加え、季節商品の売上高が堅調に推移し前年を上回る等、外食事業の増収増益に寄与しました。

出店につきましては、「中華料理 梅香 地藏横丁店」「梅の花の定食や うめまめ くずはモール店」「魚がイチバン イオンモール津田沼South店」の3店舗であります。また、「食のつむぎ エビスタ西宮店」を「梅の花の定食や うめまめ エビスタ西宮店」へ業態変更し、変更後の売上高前年比が200%超えと好調に推移しております。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、売上高106億33百万円（前期比102.7%）、セグメント利益5億20百万円（前期比88.2%）となりました。

売上高につきましては、梅の花業態及び古市庵業態ともに、主力商品の販売が堅調に推移したことに加え、節分、ひな祭り、花見シーズン等のイベント需要を取り込んだことにより、前年を上回りました。一方、客数が前年を下回っておりますが、「うめのあぷり」やInstagramを活用した商品情報の発信に加え、デジタルスタンプカードによる特典付与等を通じて来店促進に取り組んでおります。

セグメント利益につきましては、人件費等の管理を徹底したものの、米価をはじめとする原材料費及び資材費の上昇が影響し、前年を下回りました。

出店につきましては、「梅の花 草津近鉄店」「梅の花 ～雫～ 梅田阪神店」「梅の花 大宮エキュート店」、梅の花業態と古市庵業態を組み合わせた「梅の花 熊本アミュプラザ店」の4店舗、また「梅の花 池袋西武店」及び「古市庵 池袋西武店」「古市庵 川崎ラゾーナ店」の3店舗を改装いたしました。

(外販事業)

外販事業におきましては、売上高20億90百万円（前期比97.3%）、セグメント損失1億89百万円（前期はセグメント損失1億26百万円）となりました。

梅の花の惣菜、古市庵の寿司等の外販については、展示会等への積極的な参加と来場者へのアプローチに取り組むとともに、飲食店や中小規模事業者を中心とした小口取引先への営業活動に努めてまいりました。通販につきましては、ECサイトにおけるお召し上がり方の動画やアレンジレシピの掲載等により販売強化を図りました。

しかしながら、牡蠣の販売における大口案件において価格面で競り負けたことに加え、市場で需要の少ない小サイズの牡蠣の値引き販売を余儀なくされたこと、さらに広島県産牡蠣の生育状況の悪化により牡蠣の仕入確保が困難な状態となったこと等の影響により、業績が大幅に悪化し、外販事業全体の業績にダメージを与えることとなり、セグメント損失となりました。この反省を踏まえ、小サイズの牡蠣を加工した新商品の開発に着手し、来期に備えております。

(その他)

その他の売上高は47百万円（前期比119.9%）、セグメント利益2百万円（前期はセグメント損失3百万円）となりました。

その内容は、当社グループが所有する土地・建物等の有効活用であるストック（不動産賃貸）事業です。

(店舗数)

2026年 4 月30日現在

セグメント	ブランド	前期末	出店	退店	当期末
外食事業	湯葉と豆腐の店 梅の花	69	－	－	69
	和食鍋処 すし半	8	－	1	7
	海鮮処 さくら水産	11	－	1	10
	その他	23	3	1	25
	合計	111	3	3	111
テイクアウト事業	古市庵	102	－	2	100
	梅の花	53	4	2	55
	その他	6	－	－	6
	合計	161	4	4	161
国内計		272	7	7	272
海外計		1	2	－	3
総合計		273	9	7	275

(セグメント別売上高)

(単位：千円)

期 別 セグメント別	第 46 期 2024年 5 月 1 日から 2025年 4 月30日まで	第 47 期 2025年 5 月 1 日から 2026年 4 月30日まで
	売 上 高	売 上 高
外 食 事 業	16, 899, 648	17, 052, 980
テ イ ク ア ウ ト 事 業	10, 353, 951	10, 633, 695
外 販 事 業	2, 147, 163	2, 090, 219
そ の 他 (注 2)	39, 875	47, 794
合 計	29, 440, 638	29, 824, 690

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業であります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は、9億55百万円であります。外食事業につきましては、主として3店舗の新規出店による97百万円、10店舗の空調設備改修等による1億26百万円及び建設仮勘定の支払い2億60百万円であります。テイクアウト事業につきましては、主として4店舗の新規出店による73百万円及び6店舗の改修による48百万円であります。また、工場の空調設備改修等1億42百万円であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借り入れであります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第 47 期
		2022年5月1日から 2023年4月30日まで	2023年5月1日から 2024年4月30日まで	2024年5月1日から 2025年4月30日まで	2025年5月1日から 2026年4月30日まで
売 上 高 (百万円)		27,456	29,816	29,440	29,824
経 常 利 益 (百万円)		14	739	388	369
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)		△440	1,020	△383	253
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)		△55.01	117.30	△43.59	26.73
総 資 産 (百万円)		25,304	25,036	22,951	22,439
純 資 産 (百万円)		2,541	3,277	1,826	2,103
1株当たり純資産(円)		53.10	146.92	114.48	144.51

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、第45期中まで「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しておりました。1株当たり純資産の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分その他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。
3. 当連結会計年度において、定時株主総会決議による優先配当の配当原資は繰越利益剰余金とすることを予定しているため、普通株主に帰属する金額は、優先配当額を控除して算定しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本国内における少子高齢化及び人口減少の進行に加え、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、人件費の上昇、消費者ニーズの多様化等により、引き続き厳しい状況が続いております。また、米国の通商政策を巡る動向や中東情勢等の地政学的リスクにより、景気や物流、エネルギー価格への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。さらに、インバウンド需要の回復やデジタル化の進展等、市場環境は大きく変化しております。

このような市場環境の中で、当社グループはエネルギー価格の上昇に伴うナフサ価格の高騰や人件費の増加による収益への影響を受けており、コスト構造の見直しが重要な課題となっております。加えて、市場環境の変化に応じた既存店舗の改装・業態転換及び新業態の開発や商品開発、販路の拡大及び新規顧客の獲得等を通じて、変化への適応力を高めていく必要があります。

また、財務面においては、有利子負債による支払利息の負担が収益改善を妨げている状況にあり、財務健全性の向上及びキャッシュ・フローの改善による資本効率の向上が重要な経営課題であると認識しております。そのため、有利子負債の圧縮に取り組むとともに、収益力向上及び新規出店等による事業拡大を推進してまいります。

①事業展開

(外食事業)

外食事業においては、上記のような厳しい経営環境の中で、インバウンド需要の回復やデジタル化の進展等により顧客ニーズが一層多様化しており、変化する市場環境への対応が急務となっております。

・課題の認識

- a. 変化する市場環境に対応しながら持続的な成長機会を確保することが不十分な状況にあること
- b. 既存店舗において収益力及び競争力が十分に発揮されていない店舗が存在すること
- c. インバウンド需要の拡大や高付加価値化への対応が急務であること
- d. 新業態の開発及び出店において投資負担の抑制と収益性の両立が求められること

・対処する取り組み

これらの課題に対処するため、インバウンド需要への対応や高付加価値商品の開発及び販売強化を推進するとともに、投資負担を抑えた新業態の開発及び出店を進めてまいります。また、既存店舗の改装や業態転換を通じて収益力及び競争力の向上を図ってまいります。

(テイクアウト事業)

・課題の認識

- a. 主要百貨店への出店に依存した販路構造となっており、収益基盤が限定的であること
- b. 商品構成の非効率性や廃棄ロスの発生が店舗運営コストを押し上げていること

・対処する取り組み

これらの課題に対処するため、主要百貨店への出店に加え、駅ビルや商業施設等への出店

を進めることで販路拡大を図るとともに、梅の花業態と古市庵業態を組み合わせた店舗展開等、新たな販売モデルの構築に取り組み、収益基盤の強化を進めてまいります。また、価格改定や商品構成の見直し、廃棄ロスの削減等を通じた店舗運営の効率化に努めてまいります。

(外販事業)

・課題の認識

- a. 既存取引先への依存度が高く、販路の多様化及び新規取引先の開拓が十分でないこと
- b. 小口直販やE C販売の拡大が課題となっており、収益性の高い販売構成への転換が急務であること
- c. 顧客ニーズに対応した付加価値の高い商品開発が不十分であること

・対処する取り組み

これらの課題に対処するため、新規取引先の開拓及び既存取引先への提案強化を進めるとともに、小口直販やE C販売の拡大に取り組み、販路拡大を図ってまいります。また、顧客ニーズに対応した付加価値の高い商品の開発を推進するとともに、収益性の高い販売構成への転換を進めることで、収益力向上及び事業基盤の強化に努めてまいります。

(その他事業)

・課題の認識

- a. 当社グループが所有する土地・建物等の遊休資産について、有効活用が十分に進んでおらず、資産効率の向上が課題であること

・対処する取り組み

この課題に対処するため、不動産賃貸への取り組みを通じて安定的な収益の確保及び資産の有効活用を図ってまいります。

(海外展開)

・課題の認識

- a. タイ王国及びベトナムにおける海外事業は事業基盤の構築が途上であり、現地の市場環境や消費者ニーズへの適応と安定的な収益化が課題であること

・対処する取り組み

この課題に対処するため、タイ王国における店舗展開に加え、ベトナムにおいて現地法人を設立し店舗運営を開始しております。今後も現地の市場環境や消費者ニーズに適切に対応しながら、安定的な事業基盤の構築及び収益拡大を図ってまいります。

(顧客接点の強化)

・課題の認識

- a. グループ全体において既存顧客の来店頻度や回遊性が十分でなく、顧客との接点が限られていること
- b. 新規顧客の獲得及び来店動機の創出がグループ全体の共通課題となっていること

- ・ 対処する取り組み

これらの課題に対処するため、グループ公式アプリ「うめのあぷり」を活用した既存会員の回遊性及び来店頻度の向上を図るとともに、SNS等を活用した情報発信を強化し、外食・テイクアウト・外販の各事業における新規顧客の獲得及び来店動機の創出に取り組んでまいります。

(人的資本)

- ・ 課題の認識

- a. セントラルキッチン及び店舗において人材不足が生じており、安定的な事業運営体制の維持が困難な状況にあること
- b. 店舗責任者及び経営幹部候補となる人材の育成が急務であること
- c. DX推進を担う専門人材が不足しており、業務効率化・デジタル化の推進が課題であること
- d. 多様な人材が継続的に活躍できる職場環境の整備が不十分であること

- ・ 対処する取り組み

これらの課題に対処するため、Plum協同組合を活用した外国人技能実習生及び特定技能外国人の受入れを推進するとともに、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組んでまいります。また、店舗責任者及び経営幹部候補の育成に加え、DX推進人材の育成や業務効率化による生産性向上を進め、持続可能な事業運営体制の構築を図ってまいります。

②収益改善策

- ・ 課題の認識

- a. セントラルキッチンにおける生産品目の過多や生産工程の非効率性が原価を押し上げており、生産性及びコスト競争力の向上が課題であること
- b. 物流部門においては、配送体制の非効率性やコスト負担が収益を圧迫しており、抜本的な見直しが求められること
- c. 全社的な業務効率化及びデジタル化への対応が遅れており、コスト構造の改善と競争力強化が急務であること

- ・ 対処する取り組み

これらの課題に対処するため、製造部門においては、セントラルキッチンにおける生産品目の集約・見直し及びOEM化を推進するプロジェクトを通じて、生産性向上及び原価改善に取り組んでまいります。また、機械化・自動化の推進、急速冷凍機の活用、商品数の適正化等を進めることで、効率的な生産体制の構築を図ってまいります。

物流部門においては、配送ルート及び配送体制の見直しを進めるとともに、拠点運営の効率化や配送便の最適化を通じて物流コスト削減及び安定的な物流体制の構築に取り組んでまいります。

また、全社的な生産性向上と業務効率化を実現するため、AI及びRPAを活用した業務効率化並びにDXを推進し、コスト構造の見直しと競争力強化に取り組んでまいります。

(6) 重要な子会社の状況（2026年4月30日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社古市庵プラス	10,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社すし半	1,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	10,000千円	60.4%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	10,000千円	70.0%	飲食店経営

(7) 企業集団の主な事業内容（2026年4月30日現在）

区 分	事 業 内 容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海鮮処 さくら水産」を主とした飲食店の運営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」、「Umenohana KITCHEN」の運営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売、通販
その他	当社グループが所有する土地・建物等、有効活用を目的としたストック事業

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場（2026年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

主要な事業所及び工場	所在地
本社	福岡県久留米市
久留米セントラルキッチン	福岡県久留米市
京都セントラルキッチン	京都府綴喜郡井手町
佐野セントラルキッチン	栃木県佐野市
丸平商店（セントラルキッチン）	山口県山口市

② 子会社の本店所在地及び重要な事業所

会社名	本店所在地	主要な事業所
株式会社梅の花サービス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社古市庵プラス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社すし半	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社テラケン	東京都千代田区	東京都千代田区
株式会社三協梅の花	福岡県久留米市	東京都千代田区

③ 営業店舗

都道府県	外食事業					テイクアウト事業				海外	総合計
	湯葉と 豆腐の 店 梅の花	和食 鍋処 すし半	海鮮処 さくら 水産	その他	合計	古市庵	梅の花	その他	合計		
北海道	1				1				0		1
宮城県	1				1	2	2		4		5
福島県	1				1	1			1		2
茨城県	1				1	1	1		2		3
群馬県					0	1			1		1
埼玉県	3		4		7	5	2		7		14
千葉県	3		2	1	6	4	1		5		11
東京都	11		3	6	20	24	10		34		54
神奈川県	4			2	6	12	5		17		23
新潟県	1				1				0		1
富山県	1				1	1	1		2		3
石川県	1				1	2	2		4		5
岐阜県	1				1				0		1
静岡県	2				2	1	2		3		5
愛知県	4				4	5			5		9
三重県	1				1				0		1
滋賀県	1				1	1	1		2		3
京都府	2				2	3			3		5
大阪府	6	6	1	7	20	13	10		23		43
兵庫県	3	1		1	5	6	4		10		15
奈良県	1				1	2	1		3		4
和歌山県					0	1			1		1
岡山県	1				1	1	2		3		4
広島県	2				2	2	2	1	5		7
山口県					0	1	1		2		2
愛媛県	1				1	1	1		2		3
福岡県	9			5	14	4	3	4	11		25
佐賀県	2			3	5			1	1		6
長崎県	2				2	2	1		3		5
熊本県	1				1		1		1		2
大分県	1				1	2			2		3
宮崎県					0	1			1		1
鹿児島県	1				1	1	2		3		4
海外					0				0	3	3
合計	69	7	10	25	111	100	55	6	161	3	275

(9) 企業集団の従業員の状況 (2026年 4 月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外食事業	298 (1,690) 名	7名減 (73名減)
テイクアウト事業	237 (968)	10名減 (10名増)
外販事業	31 (69)	4名減 (12名減)
その他	－ (－)	－ (－)
全社 (共通)	41 (25)	2名増 (1名増)
合計	607 (2,752)	19名減 (74名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間勤務換算による月平均人数) を () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134 (344) 名	8名減 (41名減)	44.5歳	15.08年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員 (1日8時間勤務換算による月平均人数) を () 内に外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2026年 4 月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	3,273,967千円
株式会社福岡銀行	2,929,519
株式会社日本政策金融公庫	2,685,889
株式会社商工組合中央金庫	1,752,810
株式会社北九州銀行	1,146,723

2. 会社の株式に関する事項（2026年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	20,700,000株
A種優先株式	2,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	8,884,940株（自己株式144,260株を除く）
A種優先株式	800株

(3) 株主数

普通株式	37,012名
A種優先株式	2名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
梅野 久美恵	712,200株	一株	712,200株	8.01%
麒麟麦酒株式会社	201,300	—	201,300	2.26
株式会社梅野企画	182,800	—	182,800	2.05
株式会社フジオフードグループ本社	135,500	—	135,500	1.52
株式会社西日本シティ銀行	96,000	400	96,400	1.08
梅の花従業員持株会	90,900	—	90,900	1.02
株式会社三菱UFJ銀行	45,600	—	45,600	0.51
鳥越製粉株式会社	35,700	—	35,700	0.40
株式会社福岡銀行	24,800	—	24,800	0.27
株式会社りそな銀行	24,000	—	24,000	0.27

- (注) 1. 当社は、自己株式を144,260株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. A種優先株式は、議決権を有しておりません。
3. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年4月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長 C E O	本 多 裕 二	
代表取締役社長 C O O	鬼 塚 崇 裕	管理部門管掌
常 務 取 締 役	村 山 芳 勝	会長特命事項担当 共栄会担当 外販補佐
取 締 役	吉 田 訓	製造・物流・購買部門管掌 製造部長
取 締 役	増 村 政 信	第2事業部門管掌 外販事業部長
取 締 役	野 田 安 秀	第1事業部門管掌 外食事業部長 株式会社梅の花サービス 代表取締役 株式会社テラケン 代表取締役 株式会社三協梅の花 代表取締役
取 締 役	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	宮 崎 秀 之	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	白 土 成 孝	株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員

- (注) 1. 岡田 由佳、井上 二郎、南 昌作、白土 成孝の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 岡田 由佳氏は、会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高いコミュニケーション能力を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）白土 成孝氏は、銀行での職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮崎 秀之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役 岡田 由佳氏、取締役（監査等委員）井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である岡田 由佳氏、井上 二郎氏、南 昌作氏、白土 成孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬及び金銭報酬債権とし、金銭報酬債権の支給時期及び配分については、取締役（監査等委員を除く。）の支給分は取締役会に、監査等委員である取締役の支給分は、監査等委員の協議により、それぞれ決定するものとする。ただし、金銭報酬債権の上限は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額25百万円、監査等委員である取締役については年額2百万円とする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長ＣＥＯがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役会長ＣＥＯによる権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役会長ＣＥＯが作成した取締役の報酬総額の原案について、代表取締役会長ＣＥＯから監査等委員会に意見を求め、代表取締役会長ＣＥＯは当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	92,070 (2,400)	92,070 (2,400)	－ (－)	－ (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,050 (7,200)	13,050 (7,200)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合 計 （うち社外取締役）	105,120 (9,600)	105,120 (9,600)	－ (－)	－ (－)	12 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は0名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名（うち社外取締役は4名）です。
3. 2025年3月25日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、社外取締役を除く取締役を対象に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、監査等委員である取締役に対しては年額2百万円以内の金銭報酬債権を支給すること決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の対象取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は1名であります。なお、当事業年度においては株式報酬を支給しておりません。
4. 取締役会は、代表取締役会長ＣＥＯ本多 裕二に対し各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役会長ＣＥＯが適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役等に期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役 (社 外)	岡 田 由 佳	株式会社アレルギーヘルスケア 代表取締役	当事業年度開催の取締役会15回中15回（100％）出席いたしました。取締役会では、主に会社運営及び食品関係の見地から積極的に意見を述べており、特に食品アレルギーについて専門的な視点から助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (社 外) (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長	当事業年度開催の取締役会15回中15回（100％）出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会14回中14回（100％）出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (社 外) (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律 事務所 所長	当事業年度開催の取締役会15回中15回（100％）出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会14回中14回（100％）出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役 (社 外) (監査等委員)	白 土 成 孝	株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員	当事業年度開催の取締役会11回中9回出席いたしました。取締役会では、財務及び会計の見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会10回中8回出席し、当社の財務・会計手続きについて必要な発言を適宜行っております。なお、同氏は、2025年7月29日開催の第46回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、出席回数は就任以降に開催された回数を記載しております。

- (注) 1. 株式会社アレルギーヘルスケアと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
2. 井上二郎公認会計士事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
3. リーガル・ソリューション法律事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
4. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。

(6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2026年4月30日現在)

氏 名	担 当
山 口 宣 嘉	第1事業部門 海外営業部長
吉 村 清 里	株式会社古市庵プラス 代表取締役 第1事業部門 テイクアウト事業部長

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,595千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	34,595千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

- ① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。
 - b. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底のため、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長ＣＯＯとし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。
 - c. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月１回開催する。
 - d. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、ＨＡＣＣＰの運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月２回開催する。
 - e. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - f. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。
 - g. 当社及びグループ会社は、サステナビリティに関する取り組みや活動を、体系立てて推進することを目的に「サステナビリティ委員会」を設置する。委員長は代表取締役社長ＣＯＯとし、下記のサステナブル基本方針をグループ全体の活動方針や目的・目標を明確化し、サステナビリティ経営の実践を通して社会の要請に応える。
 - (１) 当社グループは、環境・社会課題の解決に向けた企業活動に取り組み、持続可能な社会づくりに貢献する。
 - (２) 企業の広域にわたる責任を自覚し、地球環境の課題に向けた活動を行う。
 - (３) よき企業市民としての自覚を持ち、高潔な倫理観を養い、社会的良識に従い行動する。
 - (４) 法令及び公正な商慣習に則り、かつ誠実で透明性の高い企業活動を推進する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
 - b. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
 - ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
 - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
 - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
 - b. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社の取締役会は原則月1回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - b. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - c. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社及びグループ会社の経営状況につき3ヶ月に1回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月2回グループ経営会議を開催し、グループ

会社間の情報共有を図る。

- b. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - c. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
 - d. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。
 - e. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
 - f. 経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。
 - g. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
 - h. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。
 - b. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- a. 各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
 - b. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、

その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。

- c. 監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。
- b. 監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- c. 監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

- ① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を15回開催している。

- ② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員会を14回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監

査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門責任者がオブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価委員を選任している。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。R O E（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して安定的な配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告は次により記載されております。

1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------------|------------|-----------------|------------|
| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部         |            |
| 流 動 資 産           | 6,400,077  | 流 動 負 債         | 10,053,999 |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,563,420  | 買 掛 金           | 751,429    |
| 売 掛 金             | 1,598,235  | 短 期 借 入 金       | 3,833,000  |
| 有 価 証 券           | 300,211    | 1年内返済予定の長期借入金   | 3,109,672  |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,031,089  | 未 払 金           | 1,387,335  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 320,836    | 未 払 法 人 税 等     | 63,208     |
| そ の 他             | 586,783    | 資 産 除 去 債 務     | 3,980      |
| 貸 倒 引 当 金         | △500       | 契 約 負 債         | 133,384    |
|                   |            | 賞 与 引 当 金       | 172,550    |
|                   |            | そ の 他           | 599,439    |
| 固 定 資 産           | 16,039,012 | 固 定 負 債         | 10,281,881 |
| 有 形 固 定 資 産       | 12,817,197 | 長 期 借 入 金       | 8,501,986  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 4,915,034  | 資 産 除 去 債 務     | 1,445,648  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 230,521    | そ の 他           | 334,246    |
| 土 地               | 6,977,834  | 負 債 合 計         | 20,335,881 |
| そ の 他             | 693,807    | 純 資 産 の 部       |            |
| 無 形 固 定 資 産       | 130,237    | 株 主 資 本         | 2,056,941  |
| そ の 他             | 130,237    | 資 本 金           | 100,000    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,091,577  | 資 本 剰 余 金       | 2,594,181  |
| 投 資 有 価 証 券       | 423,902    | 利 益 剰 余 金       | △311,364   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 637,011    | 自 己 株 式         | △325,876   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 1,798,196  | その他の包括利益累計額     | 42,914     |
| そ の 他             | 232,466    | その他有価証券評価差額金    | 128,408    |
| 資 産 合 計           | 22,439,090 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △121,655   |
|                   |            | 退職給付に係る調整累計額    | 36,161     |
|                   |            | 非 支 配 株 主 持 分   | 3,353      |
|                   |            | 純 資 産 合 計       | 2,103,209  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計   | 22,439,090 |

# 連結損益計算書

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 29,824,690 |
| 売上原価            |         | 10,486,162 |
| 売上総利益           |         | 19,338,527 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 18,690,235 |
| 営業利益            |         | 648,291    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 7,434   |            |
| 受取配当金           | 10,014  |            |
| その他の            | 34,647  | 52,096     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 184,476 |            |
| 株式関連費           | 95,698  |            |
| その他の            | 50,927  | 331,102    |
| 経常利益            |         | 369,286    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 235,785 |            |
| 閉店損失引当金戻入額      | 69,389  |            |
| その他の            | 11,448  | 316,623    |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 213,905 |            |
| その他の            | 37,993  | 251,898    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 434,010    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 65,585  |            |
| 法人税等調整額         | 107,181 | 172,766    |
| 当期純利益           |         | 261,244    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 8,115      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 253,129    |

# 貸 借 対 照 表

(2026年 4 月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額          | 科 目                     | 金 額          |
|-------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 資 産 の 部           |              | 負 債 の 部                 |              |
| 流 動 資 産           | 4, 480, 131  | 流 動 負 債                 | 8, 563, 041  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2, 254, 801  | 買 掛 金                   | 751, 429     |
| 売 掛 金             | 217, 222     | 短 期 借 入 金               | 3, 800, 000  |
| 有 価 証 券           | 300, 211     | 1 年内返済予定の長期借入金          | 3, 056, 872  |
| 商 品 及 び 製 品       | 995, 797     | 未 払 金                   | 591, 250     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 206, 257     | 未 払 法 人 税 等             | 9, 619       |
| そ の 他             | 506, 040     | 契 約 負 債                 | 24, 610      |
| 貸 倒 引 当 金         | △200         | 賞 与 引 当 金               | 102, 280     |
| 固 定 資 産           | 15, 062, 585 | そ の 他                   | 226, 978     |
| 有 形 固 定 資 産       | 6, 672, 874  | 固 定 負 債                 | 8, 581, 724  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 2, 272, 105  | 長 期 借 入 金               | 8, 186, 852  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 208, 231     | 繰 延 税 金 負 債             | 166, 468     |
| 土 地               | 4, 114, 838  | 資 産 除 去 債 務             | 196, 468     |
| そ の 他             | 77, 698      | そ の 他                   | 31, 935      |
| 無 形 固 定 資 産       | 101, 424     | 負 債 合 計                 | 17, 144, 765 |
| そ の 他             | 101, 424     | 純 資 産 の 部               |              |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 8, 288, 287  | 株 主 資 本                 | 2, 304, 683  |
| 投 資 有 価 証 券       | 321, 560     | 資 本 金                   | 100, 000     |
| 関 係 会 社 株 式       | 3, 420, 479  | 資 本 剰 余 金               | 2, 680, 232  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 7, 360, 818  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 2, 680, 232  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 269, 026     | 利 益 剰 余 金               | △149, 672    |
| 前 払 年 金 費 用       | 325, 168     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △149, 672    |
| そ の 他             | 106, 011     | 別 途 積 立 金               | 220, 000     |
| 貸 倒 引 当 金         | △3, 514, 776 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △369, 672    |
| 資 産 合 計           | 19, 542, 717 | 自 己 株 式                 | △325, 876    |
|                   |              | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 93, 268      |
|                   |              | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 93, 268      |
|                   |              | 純 資 産 合 計               | 2, 397, 951  |
|                   |              | 負 債 純 資 産 合 計           | 19, 542, 717 |

# 損 益 計 算 書

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |           |
|--------------|----------|-----------|
| 売上高          |          | 8,502,481 |
| 売上原価         |          | 7,275,500 |
| 売上総利益        |          | 1,226,980 |
| 販売費及び一般管理費   |          | 1,480,256 |
| 営業損失         |          | 253,275   |
| 営業外収益        |          |           |
| 受取利息         | 145,169  |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 313,096  |           |
| その他の         | 26,060   | 484,326   |
| 営業外費用        |          |           |
| 支払利息         | 177,916  |           |
| 株式関連費        | 95,259   |           |
| 貸倒引当金繰入額     | 32,303   |           |
| その他の         | 14,481   | 319,961   |
| 経常損失         |          | 88,910    |
| 特別利益         |          |           |
| 投資有価証券売却益    | 1,576    |           |
| 閉店損失引当金戻入額   | 6,000    | 7,576     |
| 特別損失         |          |           |
| 固定資産除売却損     | 11,479   |           |
| 関係会社株式評価損    | 26,981   |           |
| 減損損失         | 19,582   | 58,044    |
| 税引前当期純損失     |          | 139,377   |
| 法人税、住民税及び事業税 | △150,548 |           |
| 法人税等調整額      | 16,202   | △134,345  |
| 当期純損失        |          | 5,032     |

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月26日

株式会社梅の花グループ  
取締役会 御 中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 尾 拓 也

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 内 田 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社梅の花グループの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 26 日

株式会社梅の花グループ  
取締役会 御 中

### 如水監査法人

福岡県福岡市

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 松 尾 拓 也 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 内 田 健 二 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社梅の花グループの2025年5月1日から2026年4月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査方針・監査計画に従って職務の分担を行い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月26日

株式会社梅の花グループ 監査等委員会

監査等委員（常勤） 宮 崎 秀 之

監査等委員（社外） 井 上 二 郎

監査等委員（社外） 南 昌 作

監査等委員（社外） 白 土 成 孝

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金振替の件

剰余金の振替につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 提案の理由

当社の財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策（配当原資の確保等）の遂行に備えるため、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の振替を行いたいと存じます。

具体的な目的及び振替の内容は以下のとおりです。

##### ・ 欠損填補

「その他資本剰余金」を取り崩し、「繰越利益剰余金」の欠損填補に充当いたします。

##### ・ 今後の配当原資の確保

今後の機動的な配当等の実施に備えるため、「別途積立金」を取り崩し、「繰越利益剰余金」に振り替えます。

なお、本件は純資産の部における勘定科目間の振替であり、当社の純資産額に変動はございません。

#### 2. 振替の内容

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり剰余金の振替を行います。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金      :   369,672,919円

別途積立金            :   220,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金       :   589,672,919円

##### (3) 剰余金の振替の効力発生日

2026年7月30日

## 第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と位置付け、安定した剰余金の配当に取り組んでおります。

当期業績並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準や株主様への還元等を総合的に勘案いたしまして、繰越利益剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

|               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 普通株式1株につき | 金5円          |
| 普通株式配当総額      | 金44,424,700円 |

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| (2) A種優先株式1株につき | 金19,835.62円  |
| A種優先株式配当総額      | 金15,868,496円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年7月30日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各再任候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1         | ほん だ ゆう じ<br>本 多 裕 二<br>(1952年 8 月 1 日生) | 1981年 9 月      三角石油ガス株式会社入社（現株式会社 Misumi）<br><br>1995年 6 月      同社取締役経営計画室長兼財務部長<br><br>2001年10月      当社入社<br><br>2001年12月      当社専務取締役<br><br>2015年12月      当社取締役専務執行役<br><br>2018年 9 月      当社代表取締役社長兼COO<br>UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.    CEO<br><br>2019年10月      当社代表取締役社長<br><br>2024年 7 月      当社代表取締役会長CEO（現任） | 普通株式<br>13,300        |
|           |                                          | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、財務及び経営計画に関する専門的な知見を有するとともに、長年にわたり当社の専務取締役及び代表取締役社長として経営を主導してまいりました。現在は代表取締役会長CEOとしてグループ全体の持続的成長とガバナンス強化を牽引しており、その豊富な経営経験と実績は当社の更なる発展に不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                  |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2         | おに づか たか ひろ<br>鬼 塚 崇 裕<br>(1965年 8 月 8 日生) | 1989年 4 月 株式会社阪神百貨店入社                                                                                                                                                        | 普通株式<br>3,500         |
|           |                                            | 2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社<br>経営統合推進室部長（出向）                                                                                                                               |                       |
|           |                                            | 2010年 4 月 同社経営企画室予算計画部長                                                                                                                                                      |                       |
|           |                                            | 2011年10月 株式会社家族亭<br>執行役員経営企画室IR・広報部長（出向）                                                                                                                                     |                       |
|           |                                            | 2013年 1 月 当社経営計画室部長                                                                                                                                                          |                       |
|           |                                            | 2015年12月 当社取締役執行役経営計画室長                                                                                                                                                      |                       |
|           |                                            | 2019年10月 当社取締役経営計画担当                                                                                                                                                         |                       |
|           |                                            | 2021年 8 月 当社取締役経営計画・人事・総務担当                                                                                                                                                  |                       |
|           |                                            | 2022年 7 月 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当                                                                                                                                                |                       |
|           |                                            | 2022年 9 月 当社常務取締役人事担当                                                                                                                                                        |                       |
|           |                                            | 2023年 2 月 当社常務取締役事業部門管掌                                                                                                                                                      |                       |
|           |                                            | 2023年 8 月 当社専務取締役事業部門管掌                                                                                                                                                      |                       |
|           |                                            | 2024年 5 月 当社専務取締役事業部門管掌経営計画室長                                                                                                                                                |                       |
|           |                                            | 2024年 7 月 当社代表取締役社長C00 経営計画室長                                                                                                                                                |                       |
|           |                                            | 2025年 6 月 当社代表取締役社長C00 管理部門管掌<br>経営計画室長                                                                                                                                      |                       |
|           |                                            | 2025年 9 月 当社代表取締役社長C00 管理部門管掌（現任）                                                                                                                                            |                       |
|           |                                            | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、長年にわたり経営計画の責任者として戦略立案を主導したほか、人事・総務及び事業部門の統括を歴任するなど、当社の経営全般に精通しております。現在は代表取締役社長C00として強力に業務執行を推進しており、その豊富な経験と実績は当社の持続的な成長に不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3         | よし      だ      さとし<br>吉      田      訓<br>(1973年11月17日生) | 1997年2月      当社入社<br>2015年8月      株式会社梅の花Service（現株式会社梅の花サービス）代表取締役<br>2019年10月      当社物流部長<br>2020年9月      当社執行役員物流部長<br>2021年8月      当社執行役員物流部長兼製造担当<br>2022年7月      当社取締役物流部長兼製造担当<br>2022年9月      当社取締役経営計画室長兼物流・製造担当<br>2023年2月      当社取締役経営計画室長兼製造・物流部門管掌<br>2024年3月      当社取締役製造・物流部門管掌      経営計画室長<br>2024年5月      当社取締役製造・物流部門管掌      製造部長<br>2024年11月      当社取締役製造・物流・購買部門管掌      製造部長<br>2026年5月      当社取締役製造・商品部門管掌      製造部長（現任） | 普通株式<br>900           |
|           |                                                         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、グループ会社の代表取締役や当社の物流・製造・購買といった各部門の責任者を歴任し、現場実務から経営管理まで幅広い経験を有しております。現在は取締役として製造・商品部門を管掌し、当社の事業基盤を支える重要な役割を担っており、その専門性と実績は当社の持続的な成長に資すると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                     |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 4         | ます むら まさ のぶ<br>増 村 政 信<br>(1966年 1 月18日生) | 1988年 4 月 株式会社西日本銀行入行（現株式会社西日本<br>シティ銀行）<br>2008年10月 株式会社西日本シティ銀行<br>二日市支店営業担当副支店長<br>2015年 4 月 同行土井支店長<br>2018年 1 月 同行融資統括部格付査定室長<br>2019年10月 当社経理部長<br>2021年 5 月 当社執行役員経理部長<br>2022年 7 月 当社取締役経理部長<br>2022年 9 月 当社取締役経理部長兼総務担当<br>2023年 8 月 当社取締役経理部長兼管理部門管掌<br>2024年 3 月 当社取締役管理部門管掌 経理部長<br>2025年 6 月 当社取締役第 2 事業部門管掌 外販事業部長<br>(現任) | 普通株式<br>6,500         |
|           |                                           | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、長年にわたる金融機関での経験から財務・会計に関する高度な知見を有し、当社入社後も経理部長及び管理部門管掌として強固な財務基盤の構築に貢献してまいりました。現在は外販事業を主導する第 2 事業部門管掌としてその手腕を発揮しており、財務・事業両面における豊富な経験は当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                           |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 5         | <div> <div>の だ やす ひで</div> <div>野 田 安 秀</div> <div>(1973年11月22日生)</div> </div>                                                                                                                               | <div> <div>1995年11月</div> <div>当社入社</div> </div> <div> <div>2016年10月</div> <div>株式会社梅の花サービス西日本（現株式会社梅の花サービス）代表取締役</div> </div> <div> <div>2021年 5 月</div> <div>当社執行役員外食事業九州担当</div> </div> <div> <div>2021年 5 月</div> <div>株式会社梅の花サービス九州 代表取締役</div> </div> <div> <div>2023年 2 月</div> <div>当社執行役員外食事業部長兼株式会社テラケン営業部長</div> </div> <div> <div>2023年 5 月</div> <div>株式会社梅の花サービス 代表取締役（現任）</div> </div> <div> <div>2024年 5 月</div> <div>当社執行役員外食事業部門 株式会社三協梅の花営業部長</div> </div> <div> <div>2024年 7 月</div> <div>株式会社テラケン 代表取締役（現任）</div> </div> <div> <div>2024年 7 月</div> <div>株式会社三協梅の花 代表取締役（現任）</div> </div> <div> <div>2024年 7 月</div> <div>当社取締役事業部門管掌 外食事業部長</div> </div> <div> <div>2025年 6 月</div> <div>当社取締役第 1 事業部門管掌 外食事業部長（現任）</div> </div> | 普通株式<br>1,501         |
|           | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたり当社の外食事業及び店舗運営に従事し、主要なグループ会社の代表取締役を歴任するなど、現場実務と組織マネジメントの両面で豊富な経験を有しております。現在は取締役第 1 事業部門管掌として外食事業全体を統括しており、その事業運営における高い専門性とリーダーシップは当社の成長に不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 6         | おか だ ゆ か<br>岡 田 由 佳<br>(1976年 5 月 7 日生)                                                                                                                                                   | 2002年 6 月 株式会社アレルギーヘルスケア設立 代表取締役（現任）<br>2018年12月 奈良県女性センター入職（奈良県中央子ども家庭相談センター相談員兼務）<br>2020年 4 月 和歌山県教育委員会 スクールカウンセラー任用<br>2021年 6 月 株式会社関西スーパーマーケット 独立社外取締役<br>2021年12月 株式会社関西スーパーマーケット 顧問<br>2023年 7 月 当社社外取締役（現任） | —                     |
|           | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>同氏は、起業家として会社経営に精通しているだけでなく、食品・ヘルスケア分野における深い知見を有しております。また、公認心理師としての高い専門性と他社での社外取締役経験を活かし、客観的な立場から当社の経営・組織運営に対し有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                      |                       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田 由佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は社外取締役候補者である岡田 由佳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。  
当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。  
岡田 由佳氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 岡田 由佳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 岡田 由佳氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、役員の職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。  
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。  
各候補者が取締役を選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL：0942-33-0010

- 西鉄久留米駅より徒歩7分
- 駐車場の台数には限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
- ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

